

## 富山県環境基本計画（案）に対する意見募集の結果について

## 1 意見の募集期間

- ①個人（パブリックコメント） 令和4年2月18日（金）～3月4日（金）
- ②団体 同上
- ③市町村 同上

## 2 募集方法

## (1) 計画案の公表場所

- ①個人 富山県ホームページ、  
県庁（県民サロン、情報公開総合窓口、環境政策課）  
各地方相談窓口（高岡、魚津、砺波）、  
県立図書館
- ②団体 同上  
（環境とやま県民会議の構成団体へパブリックコメントの実施を案内）
- ③市町村 （各市町村の環境保全担当課へ意見照会）

## (2) 意見の提出方法

- ①個人 郵送、ファクシミリ、電子メール、県庁窓口への提出
- ②団体 同上
- ③市町村 郵送

## 3 意見提出数

- ①個人 意見提出数：2個人、意見数：6件
- ②団体 意見提出数：2団体、意見数：5件
- ③市町村 意見提出数：なし

## 4 意見の概要とそれに対する考え方

別紙のとおり

①個人

番号	意見の概要	意見に対する考え方
1	<p>(本文 3 ページ)</p> <p><b>第 1 章</b></p> <p><b>4 対象地域</b></p> <p>対象地域は、富山県全域及びその沿岸海域とあるが、宇宙を睨んだ高度 10km、地熱発電・深層水等を考慮して地下 10km のように、対象地域を検討することも必要である。</p>	<p>範囲について具体的に数値は記載していませんが、環境基本計画は大気環境から地下水環境、海洋環境まで幅広い分野を対象としており、対象地域には上空や地下も範囲の中に含まれていると考えています。</p>
2	<p>(本文 13 ページ)</p> <p><b>第 3 章第 1 節</b></p> <p><b>1 温室効果ガス排出削減に向けた対策（緩和策）の推進</b></p> <p><b>①省エネルギーの推進</b></p> <p>地球温暖化防止活動推進員は、県内一円に配置され、省エネルギーや二酸化炭素削減活動を県民に普及啓発し、特に「とやま環境未来チャレンジ事業」を盛り上げている。将来、ESD、SDGs の活動を展開していくために、とやま環境財団による推進員研修会を工夫してもらいたい。毎年新たに研修会計画が作成されているが、これまでの研修会を基礎に推進員研修プログラムを策定し、研修を実施するとともに、4～5年間に一度見直しを図ることで、内容の濃い有益な研修会になると思う。</p>	<p>本文 88 ページにおいて、「イ 環境教育のための人づくり」として「地球温暖化防止活動推進員、ナチュラルリスト、地下水の守り人など地域で環境教育や環境保全活動に取り組む人材を養成します。」と記載しています。</p> <p>地球温暖化防止活動推進員については、ご意見を参考にしながら、富山県地球温暖化防止活動推進センターと連携し、研修等のスキルアップの取組みを進めてまいります。</p>
3	<p>(本文 23 ページ)</p> <p><b>第 3 章第 1 節</b></p> <p><b>3 県の率先行動（新県庁エコプランの推進）</b></p> <p>環境に配慮したオフィス活動、環境に配慮した物品等の調達とあるが、県庁のみでなく外郭団体含めてリモート勤務やリモート会議を率先して行うようにして欲しい。</p> <p>民間はかなり進んでいるが、行政関係の会議は今でも集合形態を優先しているように見える。設備上出来ないという言い訳が出来る時代ではない。</p>	<p>県では、新県庁エコプランやグリーン購入調達方針を定め、自らの事務事業における環境負荷の低減に取り組んでおり、外部の方が参加する会議ではウェブ会議形式も取り入れています。</p> <p>環境基本計画では、本文 24 ページにおいて「エコオフィス活動の継続・徹底」として、「ウェブ会議システムの活用、会議でのタブレット・PC の活用」について記載していますが、ご意見を参考にしながら、一層の取組みを進めてまいります。</p>

①個人

番号	意見の概要	意見に対する考え方
4	<p>(本文 29 ページ)  <b>第 3 章第 2 節</b>  <b>1 循環型社会の実現に向けた 3 R の推進</b>            一般廃棄物に総括的な責任を有す市町村は、環境保全に傾注し、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等の発生抑制・再生利用を地域の実情に応じて推進し、諸団体及び民間事業者を活用・育成しながら再生利用を実施することから、市町村が定める一般廃棄物処理計画において、食品廃棄物削減を位置付けることが重要である。</p>	<p>市町村が定める一般廃棄物処理計画では、食品ロス・食品廃棄物の削減について一部の市町村では位置付けられていないものの、食べきり運動やエコクッキングなど、様々な取り組みが行われています。</p> <p>県では、富山県食品ロス削減推進計画を策定しており、1/3 ルール等の商慣習の見直し、食べきり 3015 協力店の募集など、市町村と連携して食品ロス・食品廃棄物の削減に向け、引き続き全県的な運動に取り組んでいきます。</p>
5	<p>(本文 38 ページ)  <b>第 3 章第 3 節</b>  <b>1 自然保護思想の普及・啓発</b>            「<input type="checkbox"/> 自然公園等の状況」に国立公園、国定公園、県立公園及び県定公園の凡例を追加してはどうか。            県民に理解しやすい<del>図</del>にすることで、県民への普及啓発に繋がる。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、<del>図</del>に凡例を追加します。            (本文 38 ページ)</p>
6	<p>(本文 80 ページ)  <b>第 3 章第 5 節</b>  <b>3 水環境の保全</b>            県内の用水路は流量の確保を第一義に三方コンクリート構造で整備されているが、生物の多様化・水の浄化・親しめる水辺などとはほど遠い。            昔は当たり前前に生息しているカエルさえ見かけることが少なくなった。            多様な水生生物が暮らせる水環境を取り戻すためには、河川整備時にむやみに効率のみを追求する設計はやめるべき。</p>	<p>富山県農業農村整備実施方針では、可能な限り環境との調和を総合的、計画的に推進することを定めており、これまでも農業用水路の整備にあたっては、一部地域において環境配慮型水路など地域の自然環境に配慮した施設整備を行っています。</p> <p>環境基本計画では、本文80ページにおいて、「イ 水環境の整備における環境配慮の推進」について記載しています。</p>

② 団 体

番号	意見の概要	意見に対する考え方
1	<p>(本文 11 ページ)</p> <p><b>第 3 章 第 1 節</b></p> <p><b>将来像</b></p> <p>「…など、温室効果ガスの排出削減したライフスタイルが県民の間に定着しているとともに、…」と県民に焦点が当てられているが、令和 3 年 6 月の地球温暖化対策推進法の改正では事業者の脱炭素経営の促進が背景とされたことを踏まえ、事業者についても記載してはどうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、本文及び将来像を以下のとおり修正します。</p> <p>(本文)</p> <p>「…、脱炭素社会に向けたライフスタイルやビジネススタイルの定着など…」</p> <p>(将来像)</p> <p>「…など、温室効果ガスの排出を削減したライフスタイルやビジネススタイルが県民・事業者の間に定着しているとともに、…」</p> <p>(本文 11 ページ)</p>
2	<p>(本文 70 ページ)</p> <p><b>第 3 章 第 4 節</b></p> <p><b>4 海洋ごみ・海岸漂着物対策の推進</b></p> <p>「円滑な処理の推進」において、「地域住民や事業者、民間団体自らの積極的な取り組みと回収への協力の促進」とあるが人海戦術に頼るだけでは、参加者の心がそのうち萎えていかないか心配である。持続可能でウェルビーイング（真の幸せ）が向上した社会の実現においては、「終わりのない美化活動」を持続するには、行政も力を入れて支援していると参加者が感じる事が大切である。</p> <p>従来から機械による回収作業が行われているが、県の行政施策として、他の海岸でもビーチクリーナー等機械作業を導入し、ボランティアによる清掃活動を支える施策を進めて欲しい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>「円滑な処理の推進」に、「・海岸管理者等による海岸漂着物等の処理の推進」を追加します。</p> <p>(本文 70 ページ)</p> <p>富山県海岸漂着物対策推進地域計画では、人力で回収困難な漂着物は海岸管理者（県・市）が行うこととしており、海岸管理者においては、重機を用いて回収するほか、出水などの災害時にも流木等を回収しています。</p> <p>なお、4 年度からは、海岸清掃活動の輪を広げるため、県民、ボランティア団体、企業等が参加する「とやま海ごみボランティア部」（仮称）を立ち上げ、加入いただいたメンバーが主体となった、幅広い地域での清掃活動の拡大に取り組むこととしています。</p>

②団体

番号	意見の概要	意見に対する考え方
3	<p>(本文 70 ページ)  <b>第 3 章 第 4 節</b>  <b>4 海洋ごみ・海岸漂着物対策の推進</b>            「効果的な発生抑制の推進と流域が連携した取組みの拡大」として 5 項目が提示されている。しかしながら、どの項目も抜本的に漂着ごみを減らす対策とは言えない。抜本的に漂着ごみを減らすためには、実証実験で取り組んでいる富山市の網場や調査として実施している滑川市の網場、砺波市の中野の用水のゴミ回収施設等、河川・用水においてごみを回収する取組みが効果的である。次の 8 年間、県が率先してこのような取組みを研究推進することが大切であり、施策の方向の内容に入れてほしい。</p>	<p>海岸漂着物の多くが生活の中で発生したものと考えられることから、まずは一人ひとりが日常生活においてごみの排出を抑制することが重要です。</p> <p>そのため、使い捨てプラスチック製品の使用削減のほか、農業資材の非意図的な流出防止の呼びかけについて、5 項目の中で記載しています。</p> <p>また、前述の「とやま海ごみボランティア部」(仮称)により、上流・下流の幅広い地域で清掃美化活動の輪を広げ、海岸漂着物の発生抑制につなげたいと考えています。</p> <p>ご意見の県内で行われている回収事例も参考にしながら、様々な観点で海岸漂着物対策を進めてまいります。</p>
4	<p>(本文 70 ページ)  <b>第 3 章 第 4 節</b>  <b>4 海洋ごみ・海岸漂着物対策の推進</b>            「マイクロプラスチックや海岸漂着物に関する調査の実施や情報発信」とあるが、従来どおりの情報発信では効果が大きいとは言えない。</p> <p>例えば、テレビを使っての情報発信や、六渡寺海岸や富山市の網場などインパクトのある場所にライブカメラを設置しとやま環境財団のホームページで公開するなど従来の取組み以外の方法を検討願いたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>「マイクロプラスチックや海岸漂着物に関する調査の実施や効果的な情報発信」            (本文 70 ページ)</p> <p>また、海岸漂着物の現状や、解決に向け一人ひとりができる取組みについて、SNS を活用した情報発信に努めてまいります。</p>
5	<p>(本文 79 ページ)  <b>第 3 章 第 5 節</b>  <b>3 水環境の保全</b>            本文 80 ページに「カ 水環境をテーマとした環境学習の推進」が記載されているが、これに対する課題の記載がない。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり課題を追記します。</p> <p>「県民総参加の水環境保全活動をさらに促進するため、新たに活動に取り組む人材を育成する必要があります。」            (本文 79 ページ)</p>